

**2026 年度中の認定取得を希望される場合の太陽光発電設備
(低圧 50kW 未満) の接続契約申込みに当たっての留意事項について**

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく 2026 年度の調達価格の適用を受けるためには、2027 年 3 月末までに国の認定を取得する必要があります。

また、認定の取得に先立ち、接続の同意を証する書類（当社が接続契約締結時に発行する書類）を国へ提出する必要がありますので、以下の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

1. 2026 年度中の認定取得を希望される場合の当社への接続契約申込みにについて

先般、国より公表された 2026 年度中の認定取得を希望される場合の接続の同意を証する書類の国への提出期限日については、それぞれ、

太陽光発電設備（低圧 10kW 未満）：2027 年 1 月 5 日（火）

太陽光発電設備（低圧 10kW 以上）：2026 年 12 月 11 日（金）とされております。

つきましては、低圧 50kW 未満の太陽光発電設備で、2026 年度中の認定取得を希望される場合、技術検討に必要となる書類を揃えて、それぞれ、遅くとも以下の期日までに当社へお申込みいただきますようお願いいたします。

太陽光発電設備（低圧 10kW 未満）：2026 年 11 月 6 日（金）

太陽光発電設備（低圧 10kW 以上）：2026 年 10 月 9 日（金）

ただし、今後、2026 年度中の認定取得を希望されるお申込みの集中等により、お手続きに関して相当の混雑が予想されるため、上記の期日までに申込みいただいた場合でも、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類を国にご提出いただけない可能性がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、余裕を持ったお申込みをお願いいたします。

2. 供給契約（電灯契約や動力契約）のお申込みについて

太陽光発電設備の当社系統への連系に係る技術検討にあたっては、パワーコンディショナー等、再生可能エネルギー発電設備の付随設備や、発電設備設置箇所の負荷設備を踏まえた検討が必要となりますので、接続契約のお申込み（太陽光のお申込み）とあわせて、供給契約のお申込み（電灯契約や動力契約など）をいただきますようお願いいたします。

供給契約のお申込みがない場合、技術検討手続を進めることが出来ず、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類をご提出いただけない可能性がありますのでご注意ください。

※ 2026 年度中の認定申請等にかかる提出期限の詳細については、国のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」にてご確認ください。

【お問い合わせ先】 * 電話受付時間／月～金 9:00～17:00 [祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます]

四国電力送配電株式会社 ネットワーク営業部 ネットワークサービスセンター 契約センター

徳島分室 0120-410-105

[徳島県全域、香川県の一部（坂出市、丸亀市、国分寺町、宇多津町、綾川町、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）]

高知分室 0120-410-286

[高知県全域、香川県の一部（観音寺市、三豊市、東かがわ市、さぬき市）]

愛媛分室 0120-410-503

[愛媛県全域、香川県の一部（国分寺町を除く高松市、三木町）]